平成２２年（フ）第８４０７号
大阪府守口市高瀬町１丁目８番18号
破産者　株式会社金山
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５４０号
大阪市浪速区元町２丁目12番５号
破産者　株式会社カムリ
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５５６号
大阪市中央区北浜１丁目１番30号リバービュー北浜
破産者　株式会社クオリティライフ
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６４０号
大阪市淀川区十八条３丁目８番41号
破産者　有限会社ピーイング
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７８号
大阪市西区江之子島１丁目７番３号
破産者　カネダプランニング株式会社
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７９号
大阪市西区江之子島１丁目７番３号
破産者　株式会社ＲＲ
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７５号
大阪市城東区関目６丁目13番30号
破産者　株式会社アドテック関西
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７９号
大阪市東淀川区淡路５丁目２番18号
破産者　有限会社森田商事
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５６号
大阪市中央区久太郎町１丁目６番11号　西野金陵ビル西館303号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市萱島本町13番32号
破産者　有限会社コーゼン
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０９号
大阪市大正区平尾１丁目２番56号
破産者　ＪＥＴチャイナソリューション株式会社
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０号
大阪府門真市大字三ツ島936番地の１
破産者　有限会社中尾工業
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６号
堺市西区浜寺石津町中１丁６番５号
破産者　株式会社サカモトワークス
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３９０号
東京都目黒区八雲２丁目７番10号
破産者　株式会社テンダーファイブ
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０号
東京都町田市金森777番地第６都営金森４－510
破産者　岡田　　勉
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７８号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目28番３－312号ジャルダン吉祥寺マンション
破産者　新山　　徹
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
東京都町田市金森777番地第６都営金森４－510
破産者　岡田　行映
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
東京都立川市高松町２丁目６番１号高松ビル５Ｄ号
破産者　芝岡　真作
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２３６号
横浜市港北区菊名１丁目９番30号
破産者　株式会社翔進予備校
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２６号
福井市大和田町１字１番地
破産者　第一水産株式会社
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
福井市今市町第13号８番地
破産者　株式会社森下管工
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
長野県千曲市上山田温泉２丁目24番地７
破産者　寛和興業有限会社
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２２０９号
京都市中京区高倉通夷川上る福屋町723番地
破産者　有限会社クマガイタカ
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係